

新型コロナウイルス特例貸付の 償還免除(お金を返さなくてもよい)申込の案内

1 「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主(家族の代表)」が「住民税非課税(住んでいる市町村などに払う税金が0円)」の人

市役所(町役場)に行って、住民税を確認してください。住民税が非課税の方は返済免除になります。申請したい人は下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。申請書を送付します。

お借り入れの種類によって、対象になる年度が違いますので、下の表で確認してください。

お借り入れの種類	対象年度(非課税を確認する年度)
緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付) ※令和4年3月31日までに借入申し込みしたもの	令和3年度、または、令和4年度
緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付) ※令和4年4月1日以降に借入申し込みしたもの 総合支援資金(延長貸付)	令和5年度
総合支援資金(再貸付)	令和6年度

2 1に当てはまらないが、上記対象年度より後の年度が「住民税非課税(住んでいる市町村などに払う税金が0円)」の人

1の表の対象年度より後の年度が非課税の場合は、一部が返済免除となる場合があります。申請したい人は下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。申請書を送付します。

3 1, 2 に当てはまらないが、お金を返さなくてもよくなる場合

償還(返済)が始まった後に、国の決めた要件に当てはまる状況になった場合、「償還免除(お金を返さなくてもよい)」になる可能性があります。

	免除要件	必要な書類
1	生活保護を受給した場合	償還免除申請書 生活保護受給証明書
2	精神保健福祉手帳(1級)、または、 身体障害者手帳(1級または2級)、または、 療育手帳(A1、A2)が交付された場合	償還免除申請書 該当する手帳のコピー
3	死亡した場合	死亡届 死亡診断書のコピーまたは住民票の除票
4	失踪宣告された場合	失踪宣告届 失踪宣告が確定していることを証明する書類

上記の要件に該当する場合、下記「お問い合わせ先」までご連絡をお願いします。

※そのほか分からないことがあるときや相談したいことがあるときも下記「問い合わせ先」に聞いてください。

お問い合わせ先： 長崎県社会福祉協議会 新型コロナ特例貸付対策室

電話：095-865-8615

受付時間：9:00~17:00(土・日・祝日を除く)